

今後の下水道使用料の
あり方について
＝検討資料＝

 市川市 水と緑の部 下水道経営課

令和2年8月24日

目次

1	下水道使用料の現状	
(1)	経営原則	01
(2)	経費の負担区分	01
(3)	下水道使用料の基本原則	04
(4)	市川市の下水道使用料体系	06
2	今後の下水道使用料のあり方の検討	
(1)	本市下水道事業の経営に影響を与える主な要因	～その1～ 08
(2)	本市下水道事業の経営に影響を与える主な要因	～その2～ 10
(3)	現行の使用料水準による将来推計	11
(4)	下水道使用料の見直しについて	19
(5)	下水道使用料改定案	21
(6)	改定案の使用料水準による将来推計	22
(7)	使用料体系表	25
(8)	近隣他市の状況	26
(9)	一般家庭への影響額	26
(10)	今後のスケジュール	27
3	参 考	
(1)	下水道水量利用（調定）実績	28
(2)	平成30年度決算 経営状況比較表	31

1 下水道使用料の現状

(1) 経営原則

下水道事業は公営企業として実施することとされており、その経営に必要な費用は原則として、経営に伴う収入で賄うこととする「独立採算制の原則」が適用されています。

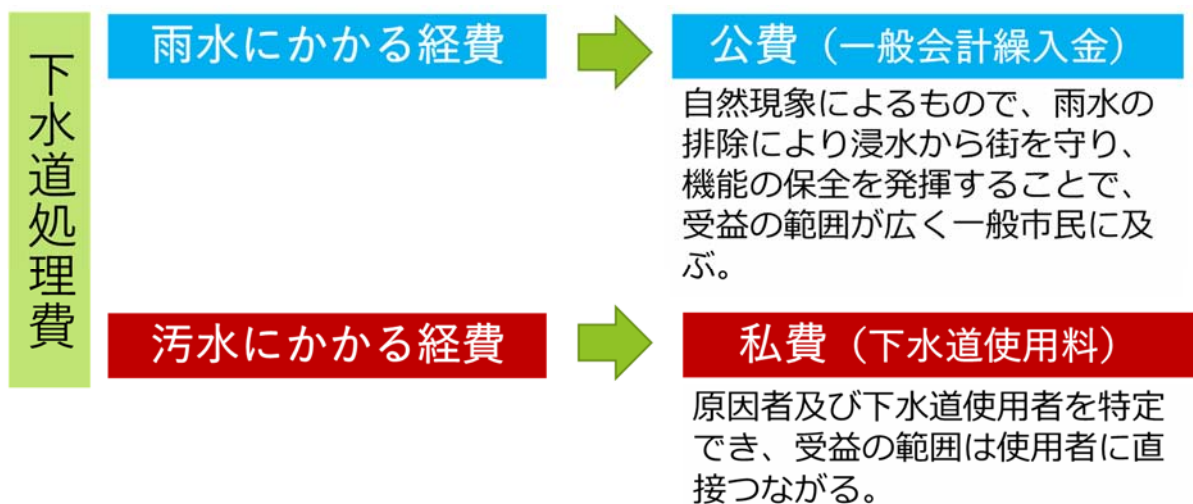
地方財政法

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(2) 経費の負担区分

① 雨水公費・汚水私費の原則



② 費用と財源の関係



③ 一般会計繰入金

- 基準内繰入金 : 毎年度、総務省から通知される「繰出基準」において、下記の事由に該当するため、公費（一般会計）で負担することが認められている経費に充当するための繰入金<汚水については、「汚水私費」の例外>
- ・その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
 - ・その公営企業会計の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 基準外繰入金 : 繰出基準に該当せず、収支不足を補てんするための繰入金

種別	内容	市川市の予算科目
基準内繰入金	雨水処理に要する経費	雨水処理負担金
	分流式下水道等に要する経費 流域下水道の建設に要する経費 下水の規制に関する事務に要する経費 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費等	汚水処理等負担金
	政策的に公費負担が認められる企業債の償還元金	一般会計負担金
基準外繰入金	企業債の償還等の資金不足を補填するため、自治体の判断で公費負担する経費	一般会計出資金

④ 一般会計負担金・出資金内訳

(単位：百万円)

款・項・目	平成30年度 決算 (A)	令和元年度 決算 (B)	増 減 (B) - (A)
収益的収入	981,016	1,065,231	84,215
一般会計負担金 (雨水処理負担金)	830,653	874,652	43,999
計	830,653	874,652	43,999
維持管理費	208,507	229,364	20,857
資本費 (減価償却費)	513,375	528,170	14,795
資本費 (利息)	108,772	117,119	8,347
一般会計負担金 (汚水処理等負担金)	150,363	190,578	40,216
計	150,363	190,578	40,216
分流式下水道等に要する経費	0	0	0
流域下水道の建設に要する経費 (利息)	18,316	18,356	40
下水の規制事務に要する経費	8,719	8,726	7
水洗便所改造命令等事務に要する経費	65,566	110,140	44,574
不明水の処理に要する経費	0	2,549	2,549
高度処理に要する経費(維持管理費)	22,141	21,012	△ 1,129
高度処理に要する経費(資本費) (用地除く)	3,979	4,487	508
法適用に要する経費 (元金)	4,011	0	△ 4,011
法適用に要する経費 (利息)	153	0	△ 153
緊急整備 (臨時措置分) (利息)	6,133	5,639	△ 495
児童手当	1,578	1,088	△ 490
臨時財政特例債 (利息)	19,766	13,269	△ 6,497
経営戦略の策定等に要する経費	0	5,313	5,313
資本的収入	580,920	978,148	397,228
一般会計負担金	180,275	174,983	△ 5,292
計	180,275	174,983	△ 5,292
流域下水道の建設に要する経費 (元金)	30,715	36,225	5,510
高度処理に要する経費(元金)	0	0	0
緊急整備 (臨時措置分) (元金)	28,280	28,775	495
臨時財政特例債 (元金)	120,108	104,096	△ 16,011
ポンプ場用地購入費 (元金)	0	4,157	4,157
児童手当	1,172	1,729	557
一般会計出資金	400,645	803,165	402,520
計	400,645	803,164	402,519
一般会計出資金(高度処理に要する経費(用地元金))	461	471	10
一般会計出資金(基準外)	400,184	802,693	402,509
合 計	1,561,936	2,043,379	481,442

(3) 下水道使用料の基本原則

① 徴収根拠

▶ 下水道法

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 (省略)

▶ 市川市下水道条例

(使用料の徴収)

第十五条 市は、公共下水道の使用について、使用者（第13条の規定による届出（公共下水道の使用を開始し、若しくは再開しようとするとき、又は給水装置若しくは水道水以外の水を使用するための装置を増設しようとするときに係るものに限る。）を怠った者及び第17条の規定による届出を怠った者を含む。）から使用料を徴収する。

2 (省略)

3 (省略)

② 使用料対象経費

使用料対象経費		
【性質別】		
固定費	変動費	需要家費
水量や使用者数に関係なく、下水道施設の規模に応じて固定的にかかる経費 (減価償却費、企業債支払利息、人件費等)	水量に応じて変動する経費 (動力費、光熱水費、流域下水道維持管理費負担金等)	水量に関係なく、使用者数に比例してかかる経費 (徴収関係委託料等)
【目的別】		
資本費	維持管理費	
下水道施設を整備するために必要な費用 (減価償却費、企業債支払利息)	既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用 (人件費、動力費、光熱水費、流域下水道維持管理費負担金、徴収関係委託料等)	

③ 下水道使用料の体系と使用料対象経費の配分

使用料対象経費のうち、需要家費と固定費の一部を基本使用料へ、残りの固定費と変動費の金額を従量使用料へ配賦しています。

使用料体系の内訳	意味	市川市の使用料体系	使用料対象経費
二部使用料制	基本使用料	使用量の有無に係わりなく賦課されるもの 総汚水排除量が100㎡以下の場合 900円(税抜き) 総汚水排除量が101㎡以上の場合 1,800円(税抜き)	需要家費 基本使用料 100%
	基本水量制	日常生活で最低限必要な使用量(基本水量)について、原価を下回る水準の定額制を採用し基本使用料に含めるもの	固定費 基本使用料 58.2% 従量使用料 41.8% (令和元年度決算より算出)
	従量使用料	使用量の多寡に応じて、水量と単位当たりの価格により算定し賦課されるもの	
	累進使用料制(※1)	使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系のこと	変動費 従量使用料 100%
	水質使用料制	使用料対象経費の一部を一定基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課するもの	

※1 累進使用料制

- ・採用の妥当性の根拠として、生活排水等に比べて大量排水ほど単位当たりの使用料対象経費が増加する傾向があります。
- ・需要抑制のインセンティブが働くことから、一般的には、資源問題、環境問題等の解決に寄与されています。

※2 累進度〔最高単価÷最低単価〕

- ・水量区分ごとの使用料単価の最小のものに対する倍率
- ・累進度の設定は水量区画毎の排水需要への影響等を勘案し、各地方公共団体が実情に応じて決定しています。

(4) 市川市の下水道使用料体系

① 徴収根拠

(a) 一般汚水（1か月当たり）

区分	汚水排除量		料金単価 (税抜き)
基本料金	1 m ³ ～10 m ³ まで	総汚水排除量が100 m ³ 以下の場合	900円
		総汚水排除量が101 m ³ 以上の場合	1,800円
従量料金 (1m ³ あたり)	11 m ³ ～ 20 m ³ まで		143円
	21 m ³ ～ 30 m ³ まで		163円
	31 m ³ ～ 50 m ³ まで		188円
	51 m ³ ～ 100 m ³ まで		227円
	101 m ³ ～ 500 m ³ まで		274円
	501 m ³ ～ 1,000 m ³ まで		318円
	1,001 m ³ ～ 2,000 m ³ まで		363円
	2,001 m ³ 以上		410円

(b) 浴場汚水

汚水排除量	料金単価(税抜き)
1 m ³ あたり	10円

2 今後の下水道使用料のあり方の検討

(1) 本市下水道事業の経営に影響を与える主な要因 ～その1～

① 下水道使用料収入に影響を与える要因

(増加要因)

a. 汚水適正処理構想に基づく整備面積が拡大することによる水洗化人口の増加

	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
処理人口(人)	370,200	369,460	371,651	375,437	379,691	387,186	395,621	407,085	419,284	430,574	441,083
水洗化率(%)※	92.7%	93.4%	93.5%	93.5%	93.6%	93.6%	93.7%	93.7%	93.8%	93.8%	93.9%
水洗化人口(人)	343,200	347,818	351,737	355,723	363,132	371,044	381,820	393,263	404,283	414,150	423,304

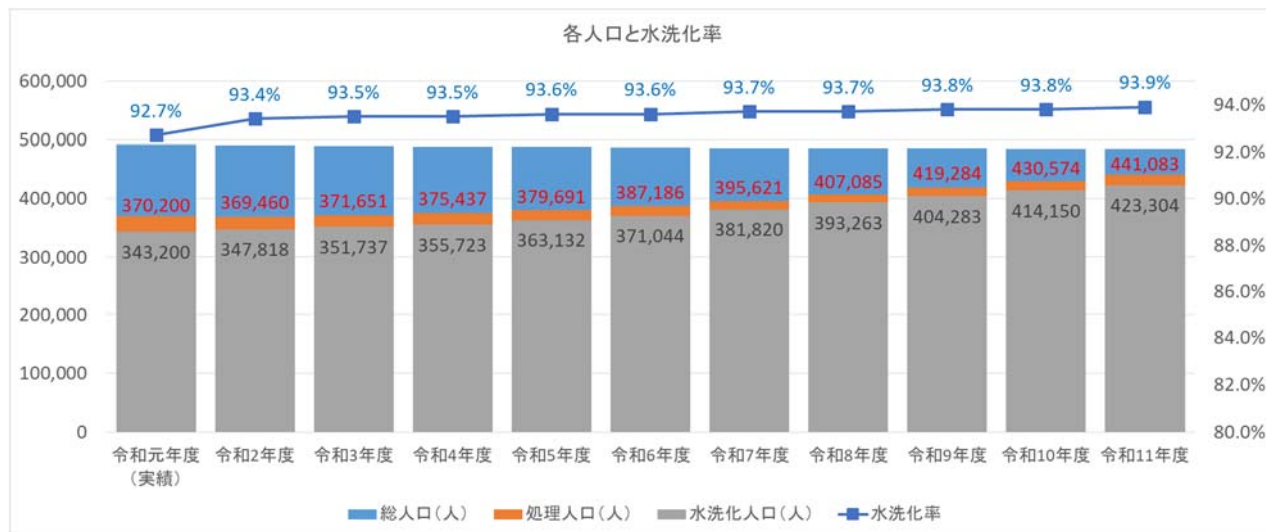
※水洗化率とは、下水道が使用可能となった人(処理人口)のうち、下水道に接続するための排水設備を設置し、実際に下水道を使用している人の割合。

(減少要因)

a. 少子高齢化の進展による総人口減少

	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総人口(人)	491,821	490,922	490,023	489,124	488,225	487,326	486,429	486,040	485,651	485,262	484,873

「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の令和7年度、12年度データを使用し、各年度の人口を線形補間して推計



② 費用に影響を与える要因

(増加要因)

a. 整備面積拡大や老朽化対策等に伴う固定資産減価償却費や企業債利息の増加

(千円)

	令和元年度 (決算)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
減価償却費－長期前受金戻入	1,802,778	1,966,320	1,991,181	2,011,487	2,149,687	2,351,872	2,538,388	2,743,649	2,937,691	3,119,341	3,315,954
企業債償還利息	555,512	575,073	493,349	514,983	549,142	612,956	687,365	783,555	881,086	970,524	1,057,043

b. 江戸川左岸等流域下水道維持管理費負担金の単価引き上げ

<令和2年度より> 江戸川左岸流域 60.4円/m³ ⇒ 63.4円/m³
 印旛沼流域 55.0円/m³ ⇒ 59.2円/m³

(減少要因)

a. 下水道使用料徴収一元化による使用料徴収業務の効率化

<令和3年1月より> 委託料等で令和7年度以降は、令和元年度決算比で1.2億円削減見込み
 (令和元年度決算比)

上下水道料金徴収一元化に伴う下水道使用料徴収経費等推移見込み

(単位：千円)

科目	内容	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	
				4月～12月	1月～3月	計						
委託料	下水道使用料徴収業務委託	310,036	314,549	270,435		270,435						
	下水道使用料還付事務委託	167	150	139		139						
	下水道使用料収納事務委託	15,102	15,510	15,334		15,334						
	県への業務委託				55,300	55,300	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	
	徴収一元化特別処理委託料			10,400		10,400						
	データ移行業務委託料			14,472		14,472						
	過年度分徴収事務等委託料				17,000	17,000	66,000	53,000				
小計		325,305	330,209	310,780	72,300	383,080	287,000	274,000	221,000	221,000	221,000	
賃借料	上水道データ賃借	13,282	12,899	10,663		10,663						
負担金	県のシステム開発等に係る負担金			3,000	68,000	71,000	68,000	68,000	68,000	68,000		
合計		338,587	343,108	324,443	140,300	464,743	355,000	342,000	289,000	289,000	221,000	
						令和元年度決算比	121,635	11,892	△ 1,108	△ 54,108	△ 54,108	△ 122,108

初期投資等による一時的な経費増

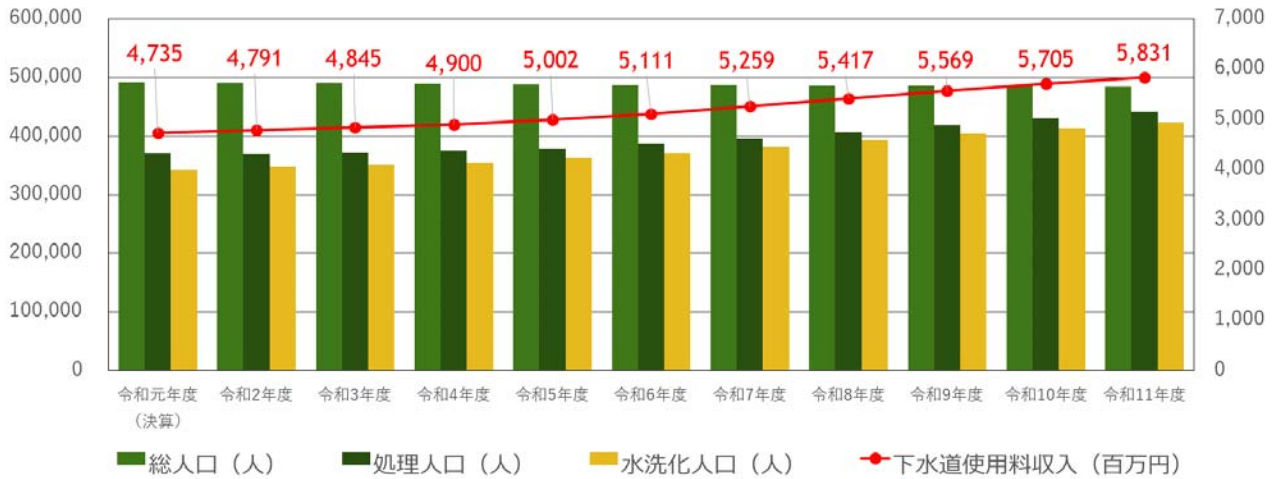
徴収一元化による経費削減見込み

【県への業務委託 積算根拠】

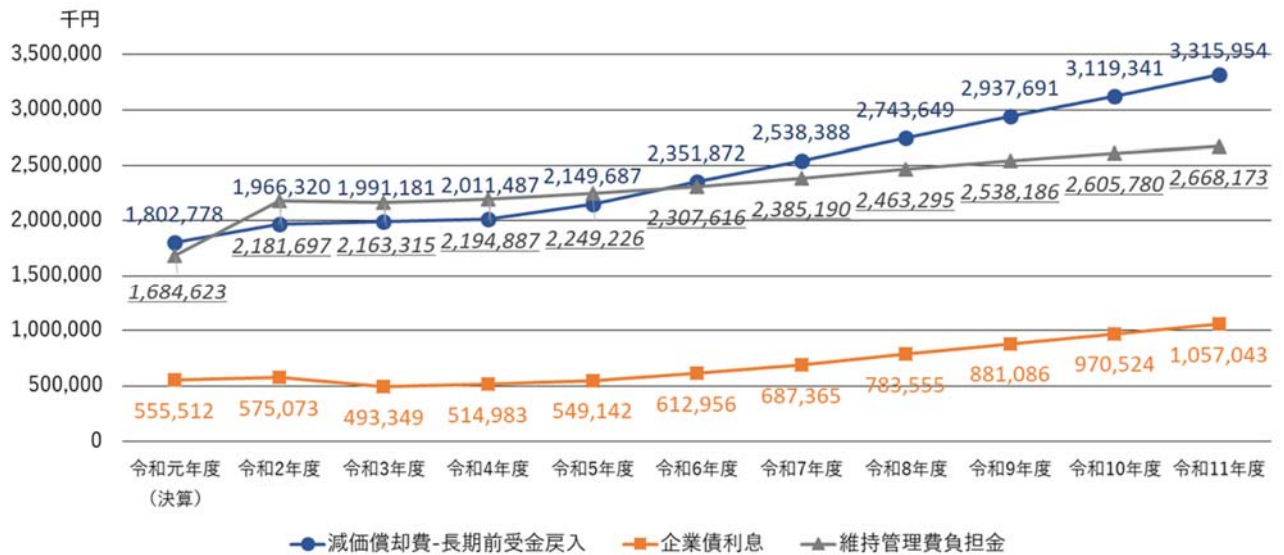
県への委託単価	1調定 201円	調定件数	110万件
---------	----------	------	-------

(2) 本市下水道事業の経営に影響を与える主な要因 ～その2～

① 下水道使用料収入の将来推計

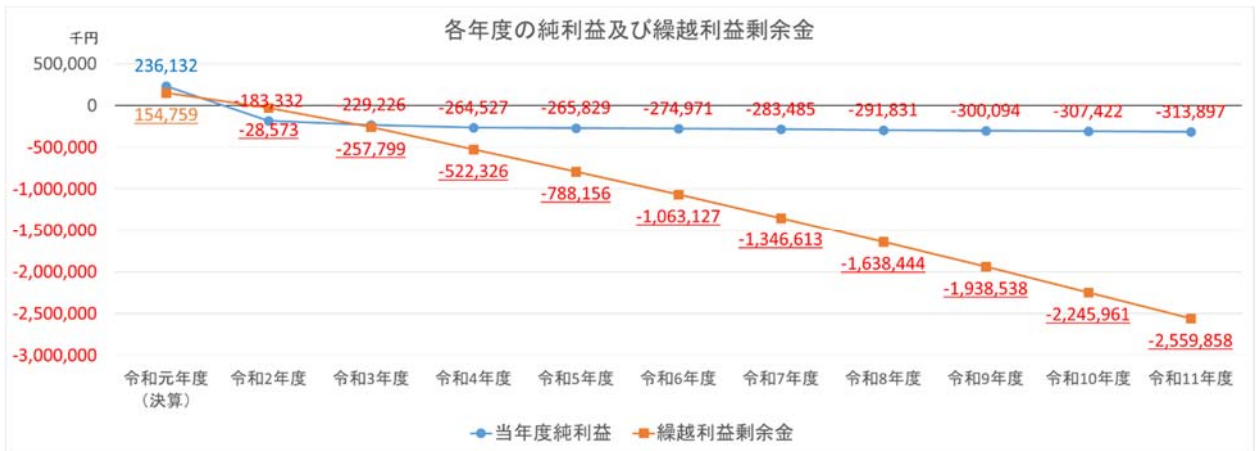
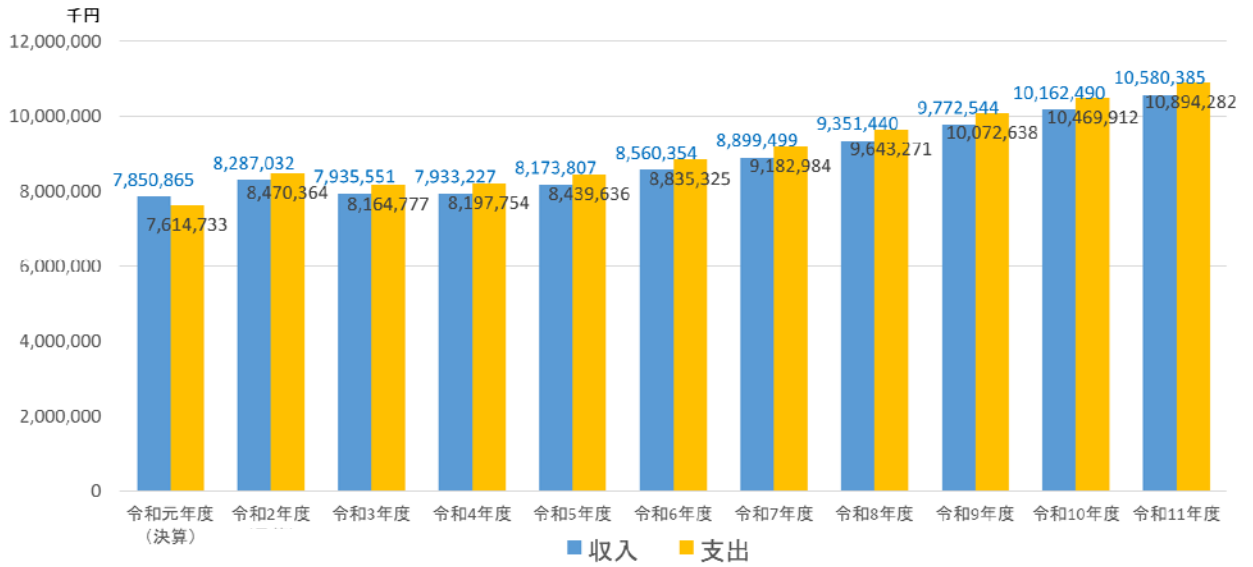


② 主な費用の将来推計



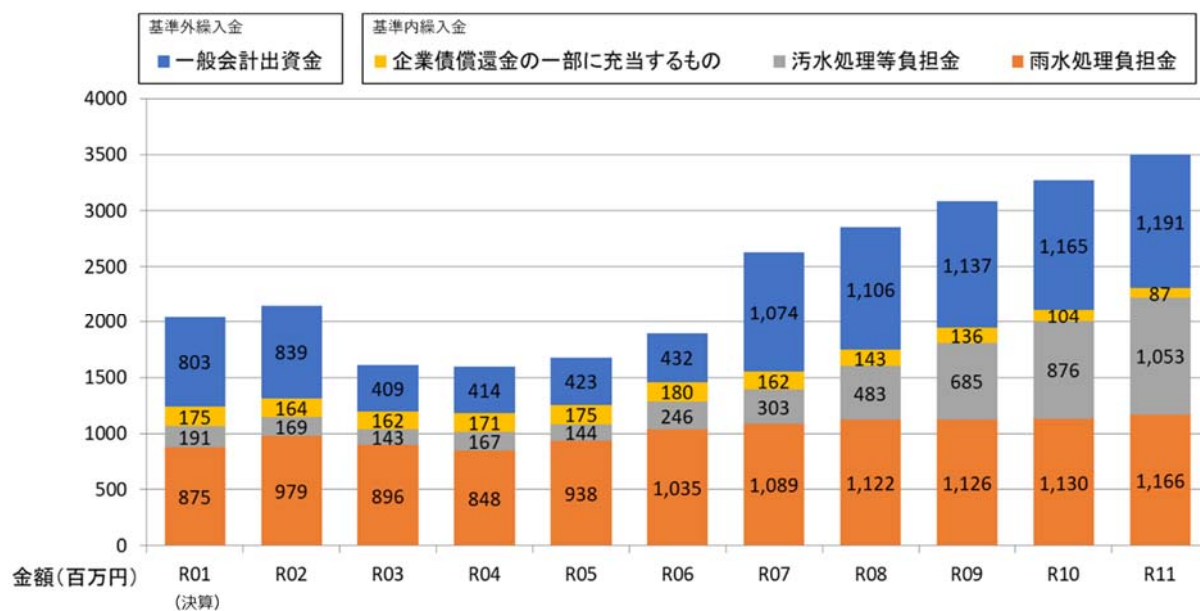
(3) 現行の使用料水準による将来推計

① 収益的収支



② 一般会計負担金・出資金

基準内繰入金	総務省発出の繰出基準に基づいて算出された繰入金
基準外繰入金	繰出基準に該当せず、収支不足を補てんするための繰入金



③ 一般会計負担金・出資金

(a) 推計の考え方

1) 下水道使用料

和暦	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総人口(人)	491,821	490,922	490,023	489,124	488,225	487,326	486,429	486,040	485,651	485,262	484,873
出典等	R2.3.31実績	線形補間	線形補間	線形補間	線形補間	線形補間	社人研データ	線形補間	線形補間	線形補間	線形補間
増加減少率	100.6%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
処理人口(人)	370,200	369,460	371,651	375,437	379,691	387,186	395,621	407,085	419,284	430,574	441,083
出典等	実績値										
年間施工量(ha)	32.32	34.4	53.28	59	97.5	109	140.5	149.5	139	130.0	115.5
処理人口増加率(人/ha)	85.510	85.339	85.168	84.998	84.828	84.658	84.489	84.405	84.321	84.237	84.153
処理人口増加(人)	8,200	2,936	4,538	5,015	8,271	9,228	11,871	12,619	11,721	10,951	9,720
処理人口(人)	370,200	372,396	376,189	380,452	387,962	396,414	407,492	419,704	431,005	441,525	450,803
水洗化人口(人)	343,200	347,818	351,737	355,723	363,132	371,044	381,820	393,263	404,283	414,150	423,304
出典等	実績値										
水洗化率	92.7%	93.4%	93.5%	93.5%	93.6%	93.6%	93.7%	93.7%	93.8%	93.8%	93.9%
年間有収水量(m ³)	33,411,530	33,738,346	34,118,489	34,505,131	35,223,804	35,991,268	37,036,540	38,146,511	39,215,451	40,172,550	41,060,488
出典等	実績値										
有収水量原単位(m ³ /人)	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97
下水道使用料(円)	4,734,605,285	5,112,641,818	4,844,825,438	5,313,790,174	5,424,465,816	5,542,655,272	6,333,248,340	6,523,053,381	6,705,842,121	6,869,506,050	7,021,343,448
使用料原単位(円/m ³)	142	142	142	154	154	154	171	171	171	171	171
				①			②				
当年度純利益(円)	236,132	-183,332	-229,226	129,586	156,857	52,162	627,152	468,962	285,021	109,538	14,587
利益剰余金(円)	154,759	-28,573	-257,799	-128,213	28,643	80,805	707,956	1,176,918	1,461,939	1,571,476	1,586,063

2) 経費

a) 職員給与費

収益的支出に計上する人件費は、主に下水道施設の維持管理費等に係る 職員の人件費です。

浸水対策、未普及対策で今後管理する施設は増加するが、下水道ストックマネジメント等による計画的な維持管理の実施、徴収業務一元化等の業務の効率化を図ることにより、人員増減が無いことを前提に、現状と同額で推計しました。

b) 修繕費

管路施設の修繕費は、約 1.4 億円、処理場の修繕費は約 0.6 億円を毎年見込んでいます。

c) 維持管理費負担金

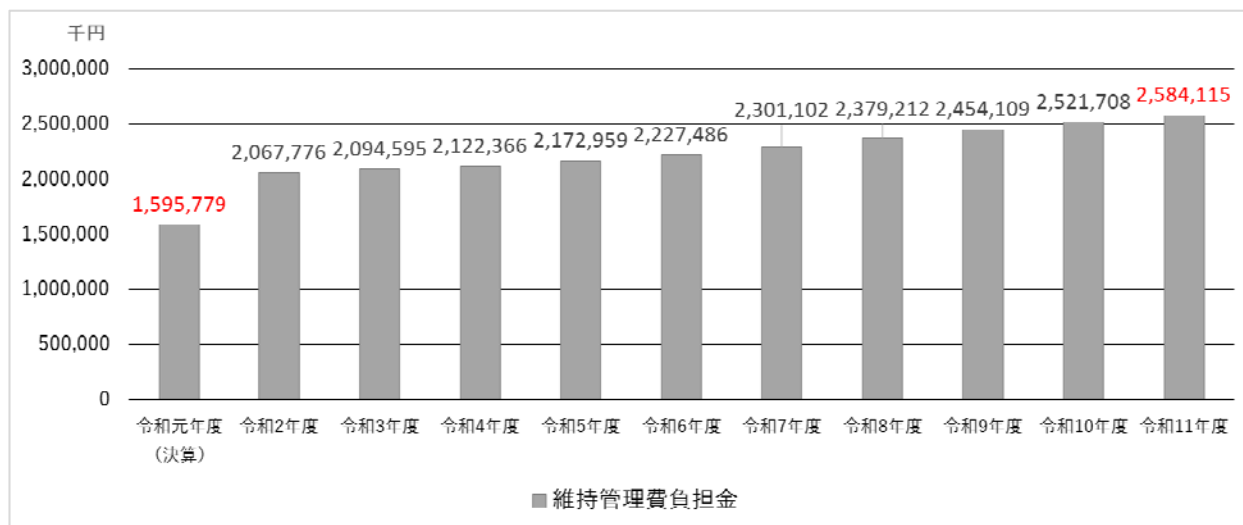
維持管理費負担金は、江戸川左岸等流域下水道事業維持管理費負担金、西浦処理場維持管理費負担金を計上しています。

○ 江戸川左岸等流域下水道事業維持管理費負担金

維持管理費負担金は、平成30年度の有収水量、維持管理費負担金から、負担金単価（円/m³）を算定し、これを各年度の有収水量に乘じることによって算定しています。

現状の負担金単価は、60.4円/m³（税込）ですが、千葉県流域下水道では令和2年度より63.4円/m³（税込）へ増額改定しており、令和2年度以降はこの単価で算定しています。

負担金単価は、5年毎に見直しされていますが、令和2年度以降の改定については、現在不明確であることから、経営戦略では見込んでいません。維持管理費負担金は増加傾向であることから、令和11年度に令和元年度決算比9.9億円増の約25.8億円を見込んでいます。



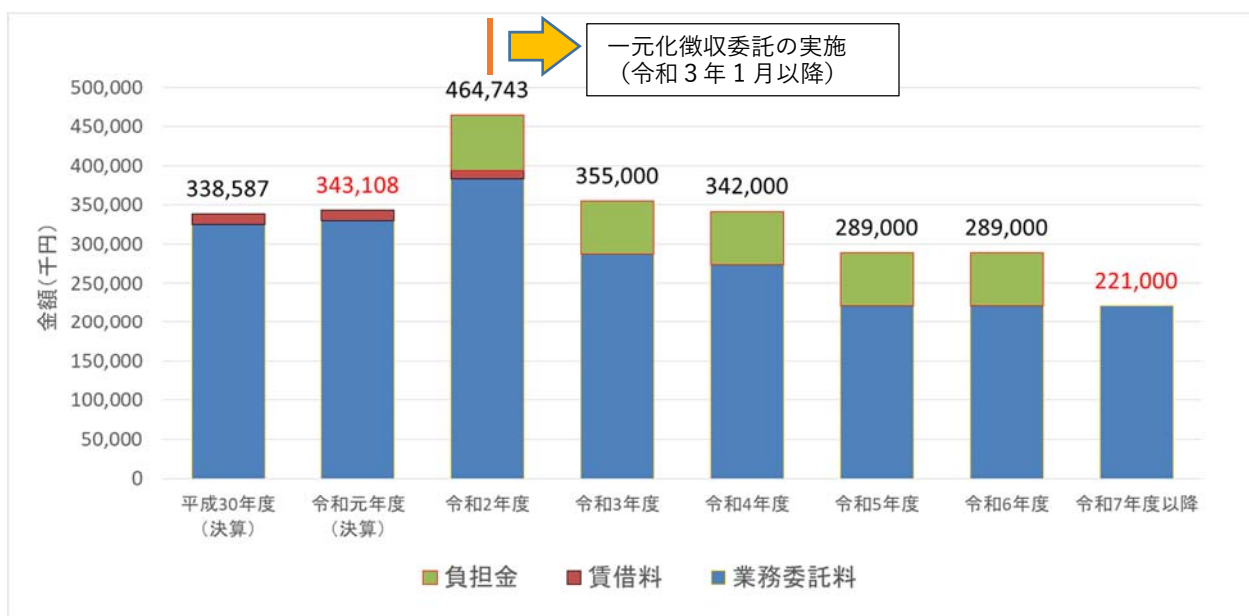
維持管理費負担金の推計（江戸川左岸等流域下水道事業 将来10年度分抜粋）

○ 西浦処理場維持管理費負担金

令和元年度の実績値（約0.9億円）で推計しています。

d) 上下水道料金徴収一元化に伴う下水道使用料徴収経費等推移見込み

令和2年度に上水道料金と下水道使用料の徴収業務を千葉県が一元化して実施します。徴収業務一元化前は年間約3.4億円でしたが、一元化当初となる令和3～6年度は過年度分徴収事務等委託料、システム開発に係る負担金等により費用が一時的に増加します。令和7年度以降は、年間約2.2億円となり、令和元年度決算比で約1.2億円の削減となります。



上下水道料金徴収一元化に伴う下水道使用料徴収経費等推移見込み

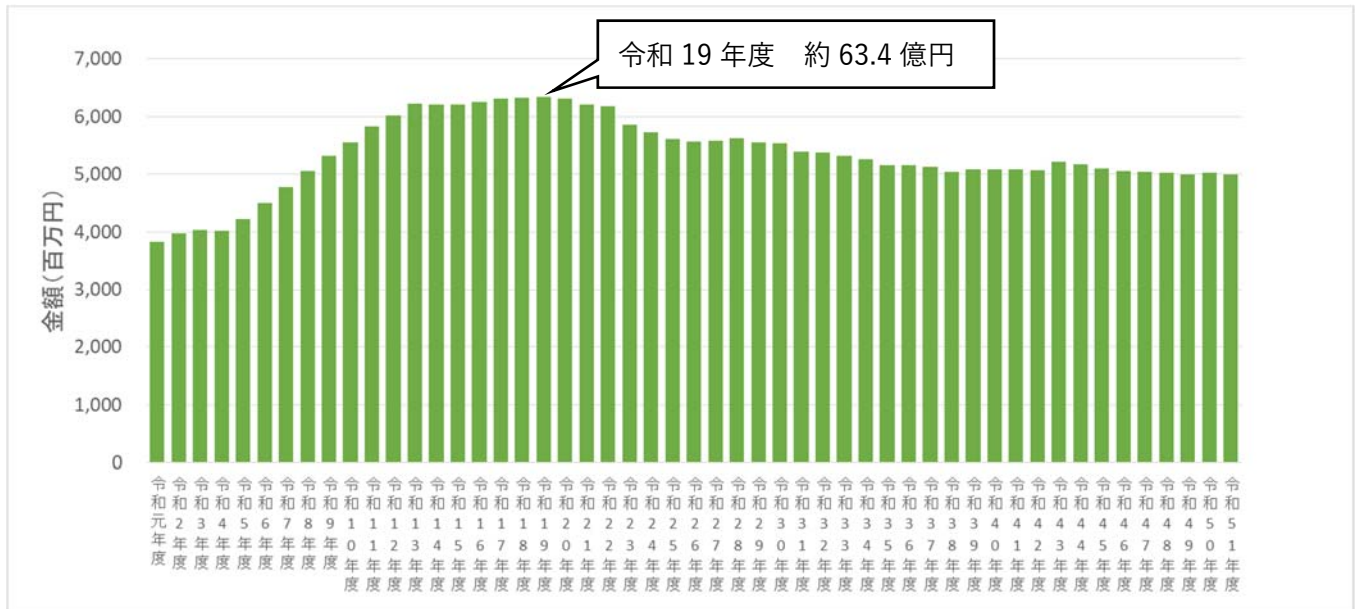
e) 減価償却費

減価償却費は、過年度取得資産の推計値と将来投資で取得した資産における推計値の合算です。将来投資で取得した資産における推計値の計算条件は以下のとおりです。

減価償却計算条件

項目	設定内容
償却方法	定額法
残存価額	有形固定資産：取得価額の 10 % 無形固定資産：取得価額の 0 %
償却限度額	有形固定資産：取得価額の 5 % 無形固定資産：取得価額の 0 %
耐用年数	管路施設 50 年、処理場・ポンプ場 18 年、 無形固定資産 35 年

※ 処理場・ポンプ場の耐用年数は総合償却の考え方に準じた区分とし、本市のお提資産台帳の耐用年数の平均値としています。



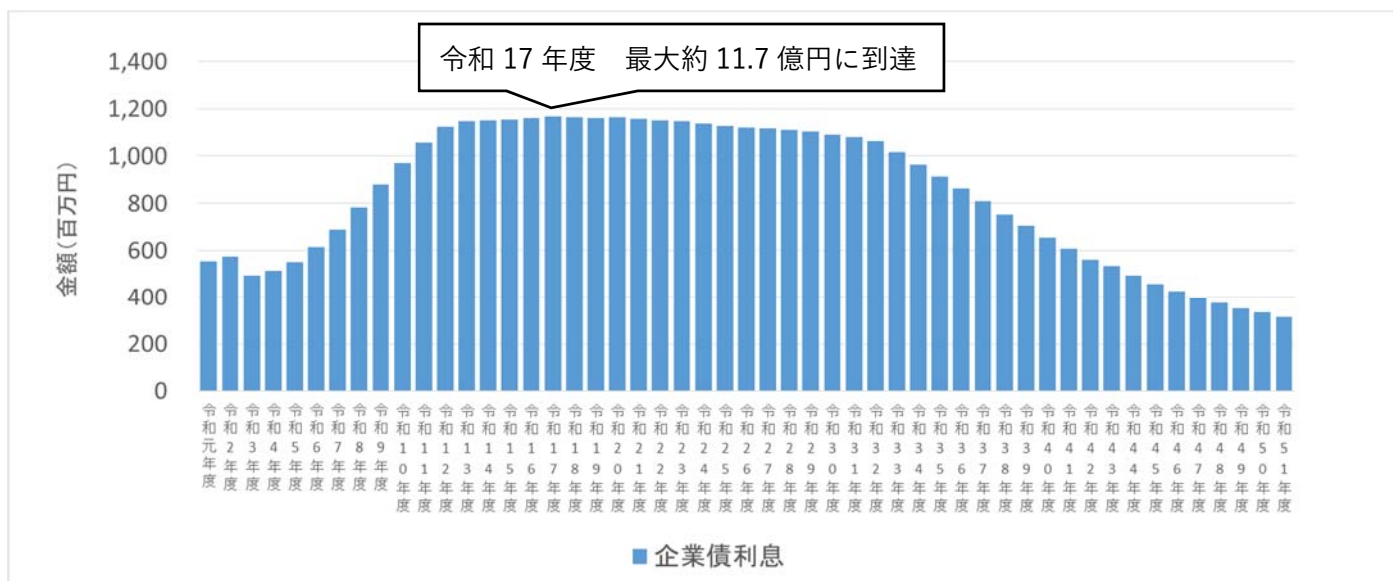
減価償却費の推計

f) 企業債利息

過年度借入分に関しては、償還計画に基づいて計上し、将来借入分に関しては、次の条件で年度別の利息を計上します。令和 17 年度に最大約 11.7 億円となり、その後はゆるやかに減少します。

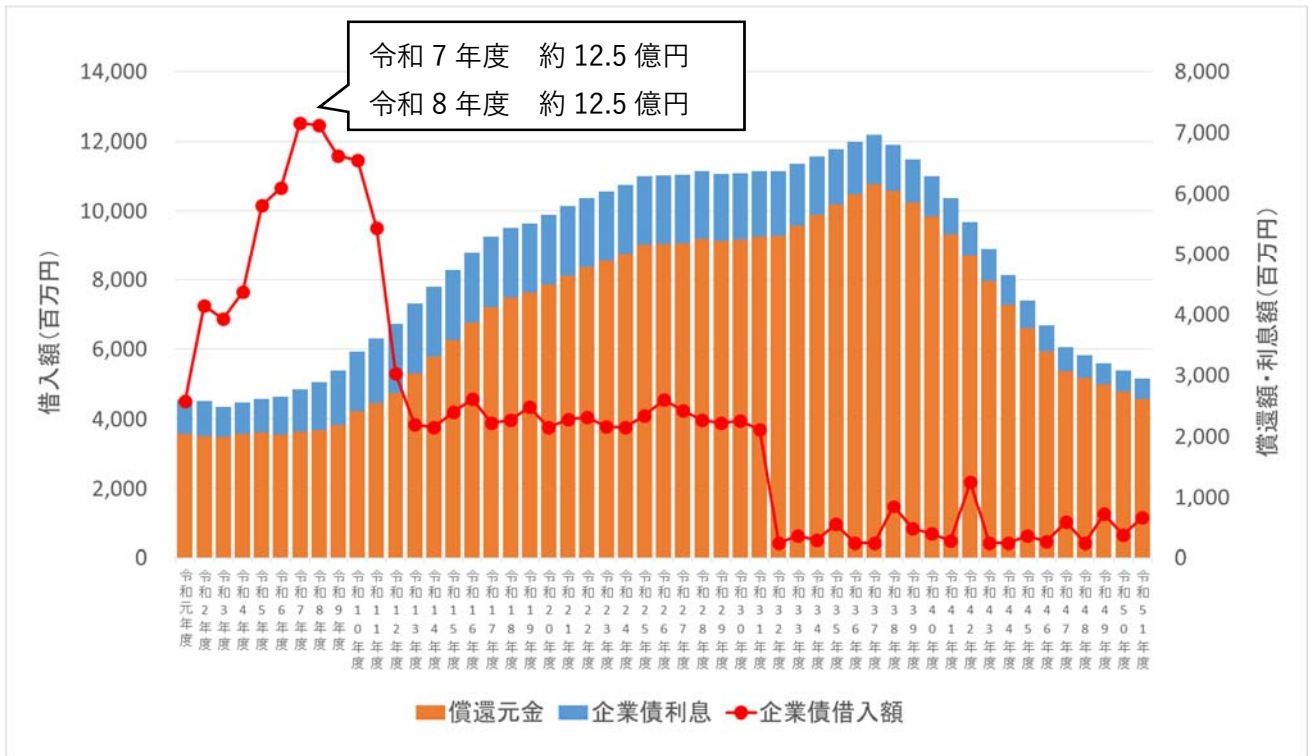
企業債計算条件

項目	設定内容
償却方法	元利均等
利率	1.0%
据置年数	5年
償還年数	30年

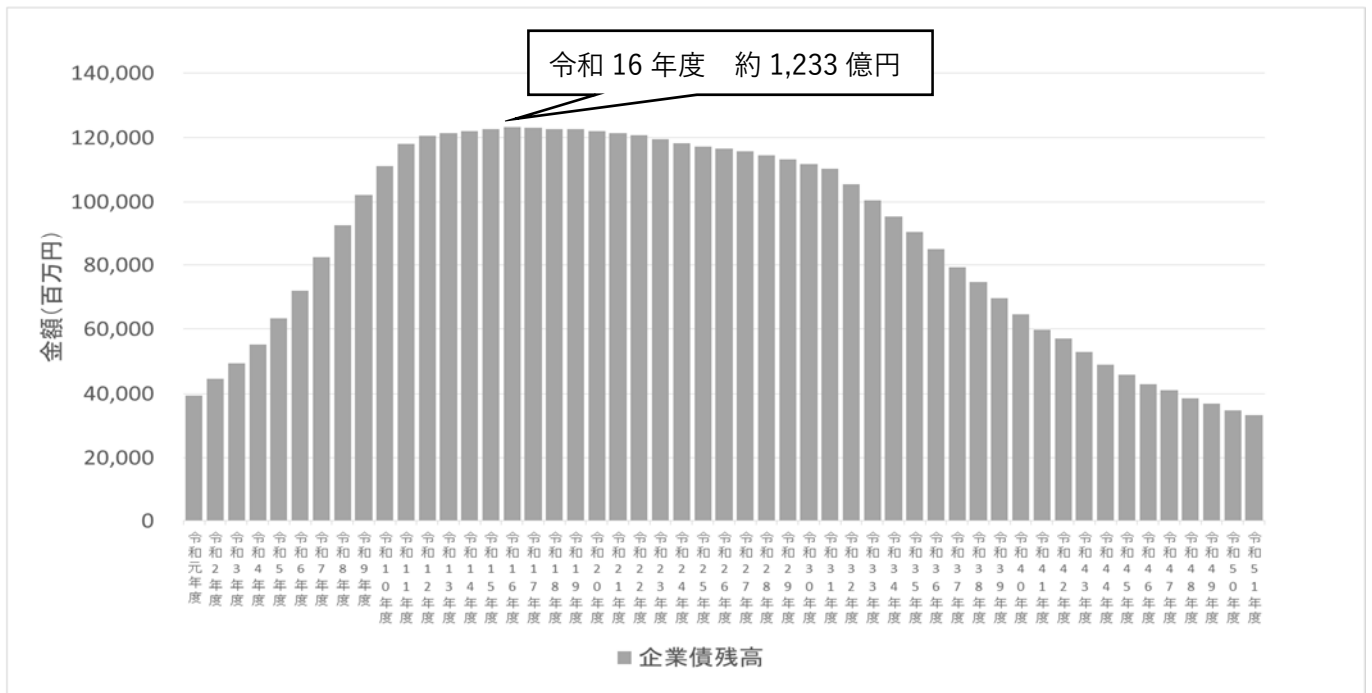


企業債利息の推計

【企業債参考データ】



企業債借入額・元金償還額・企業債利息の推計



企業債残高の推計

(4) 下水道使用料の見直しについて

① これまでの見直し経緯

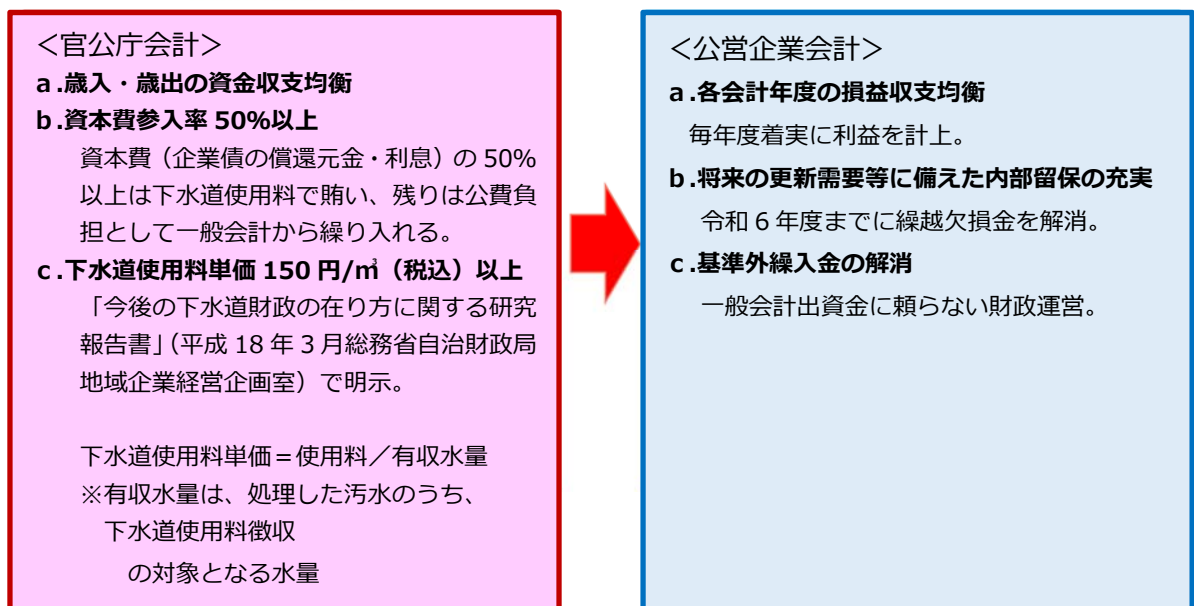
施行日	平成12年 7月1日	平成15年 10月1日
答申	平成11年10月27日	平成15年3月12日
使用料算定期間	3年 (平成12年度～平成14年度)	3年 (平成15年度～平成17年度)
改定料金 1か月20m ³ 当たり 1世帯標準家庭使用料	2,184円(税込5%) 2,080円(税抜)	2,563円(税込10%) 2,446円(税込5%) 2,330円(税抜)
使用料単価(※1) (改定時の税込み)	136.68円(H12実績)	144.79円(H15実績)
改定率	平均4.86%	平均14.60%
資本費参入率(※2)	37.9%(H12実績)	51.0%(H15実績)
公衆浴場	10円/m ³ (据え置き)	10円/m ³ (据え置き)
下水道普及率	59.3%(H12)	62.0%(H15)

※1 下水道使用料単価 = 使用料/有収水量

※2 平成18年度以降は企業債残高の減少等により資本費参入率が改善したため、下水道使用料の見直しを行っていない。

② 使用料見直しの考え方

平成30年度より「地方公営企業法（財務規程等）」を適用し、現金主義の**官公庁会計**から発生主義の**公営企業会計**へ移行



【補足】 維持管理費について

使用料対象経費に「資産維持費」を位置付けることが、(公社)日本下水道協会「下水道使用料の基本的考え方(平成29年3月改訂)」(以下、「基本的考え方」という。)で明確にされ、又、国土交通省、総務省の各事務連絡においても通知をされています。

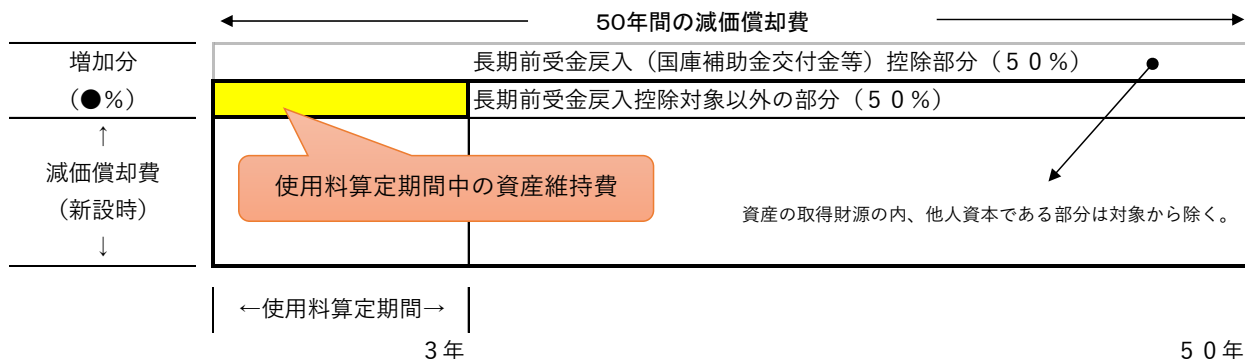
資産維持費とは、「基本的考え方」の中で、「将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の基幹的公平を確保する観点から、実態資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定するもの」と定義されています。

(考え方)

資産維持費は、資本費(資産の取得に関連する費用)、固定費です。

なお、資産維持費となっていますが、損益計算上の費用ではなく、使用料で回収すべき使用料対象経費にこの資産維持費分の金額を上乗せして、使用料体系を構築します。

この部分の使用料収入は、純利益として計上され、積立金等に利益処分して、改築更新時に使用されます。



本市では、今回の使用料見直しの検討にあたっては、下記の理由により、資産維持費を使用料対象経費に位置付けていません。

- 1 下水道処理人口の普及率が類傾団体の平均を下回っており、中長期的における投資計画では、未普及対策に重点を置いていること。
- 2 下水道事業では、新しい考え方であり、具体的な算定方法等が示されておらず、実際に導入している団体も少ないこと。

(5) 下水道使用料改定案

1. 使用料算定期間 令和4年度～令和6年度（3年間）

○ 市川市使用料条例

第6条 使用料（この条例に規定する使用料以外の使用料を含む。）の額は、事務を提供する体制の状況、事務の執行及び施設の維持管理等に要する費用の状況、社会経済の情勢等を勘案し、おおむね3年ごとに見直すものとする。

2. 改定率 5.6%

下水道使用料単価 142円/m³（税抜・令和元年度実績）⇒ 154円/m³（税抜・令和4年度見込）

※下水道使用料単価…下水道で処理した汚水のうち、下水道使用料収入の対象となった水量1m³あたりの使用料収入

3. 基本料金・従量料金の一律改定

使用量の多寡に関わらず、全ての使用者が公平に負担増を担うこととし、今回は体系の見直しは行わない。（累進度は変更しない。）

4. 公衆浴場汚水料金は据え置き 10円/m³

<理由>

- ① 公衆衛生上、市民に不可欠な施設であり、市としても行政施策の一環として助成事業を行っていること。
- ② 物価統制令の適用を受け、事業者自ら料金設定できないこと。

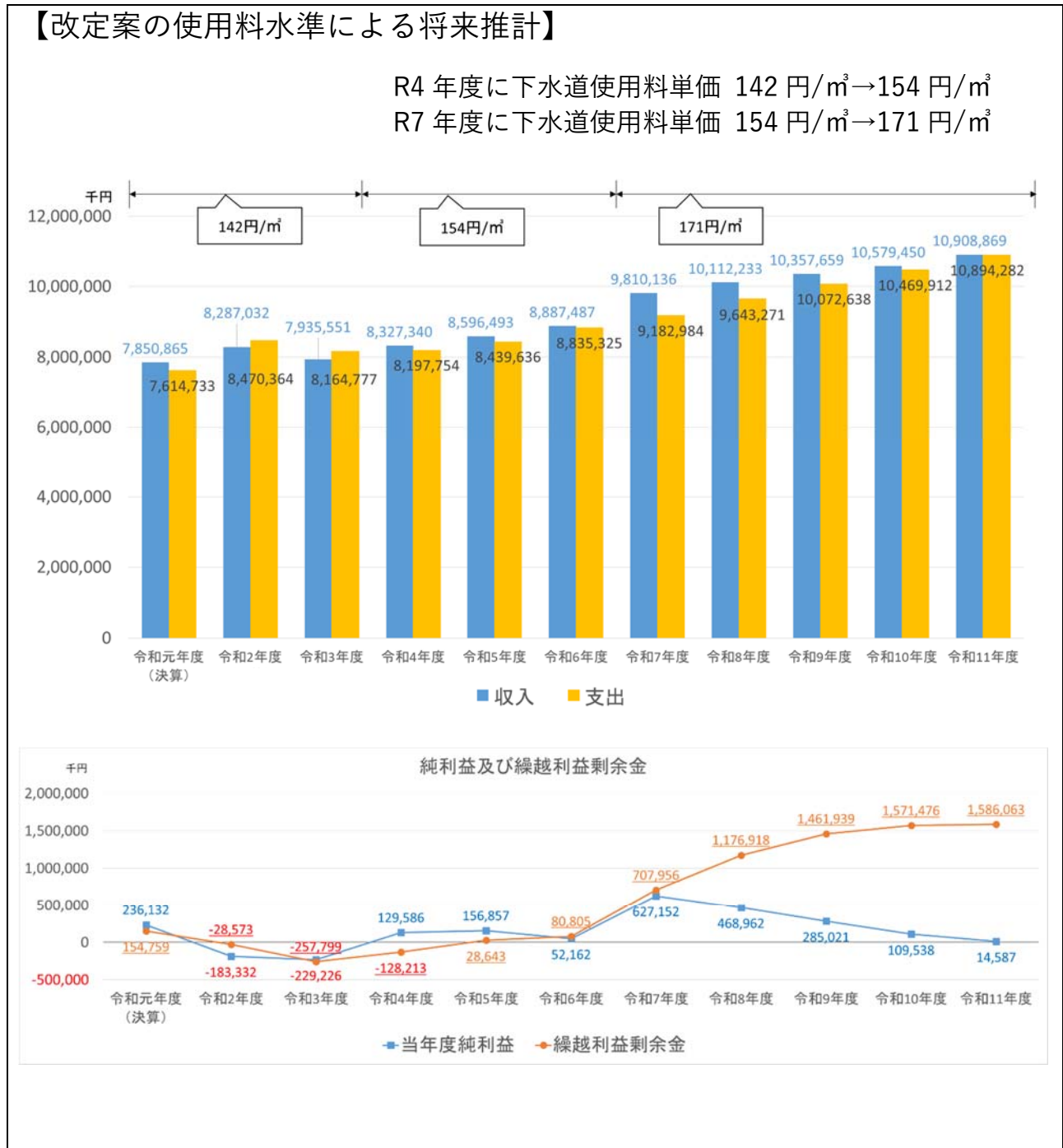
5. 施行日 令和4年4月1日（予定）

新型コロナウイルス禍の経済的影響を慎重に見極め、施行日については柔軟に対応する。

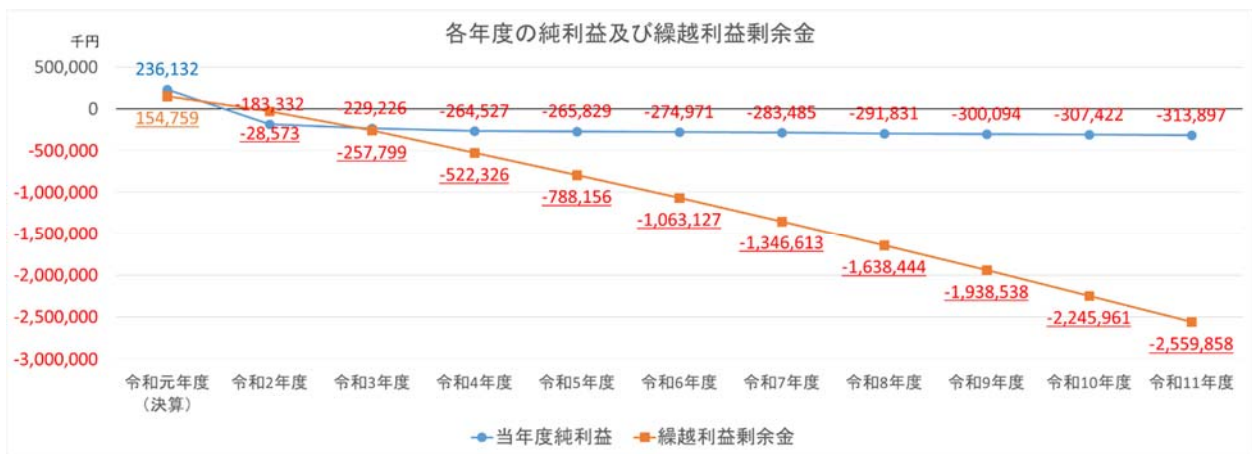
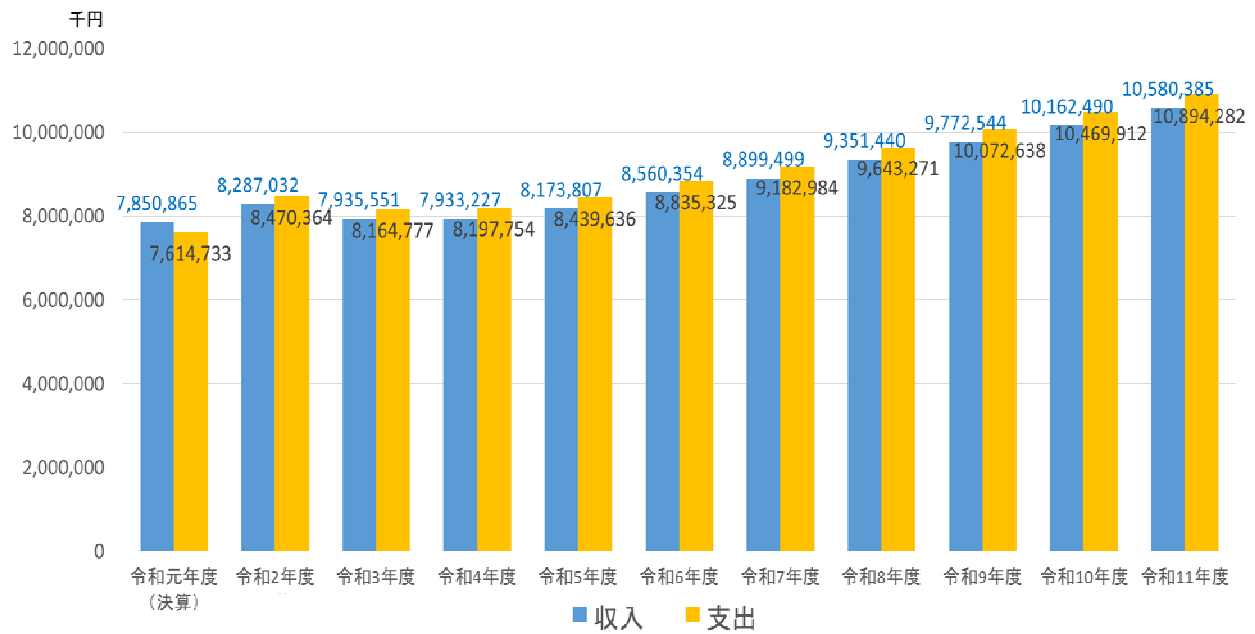
施行日	平成12年 7月1日	平成15年度 10月1日	令和4年度 4月1日
答 申	平成11年10月27日	平成15年3月12日	令和2年（改定案）
財政計画期間	3年（平成12年度 ～平成14年度）	3年（平成14年度 ～平成18年度）	3年（令和4年度 ～令和6年度）
改定料金 1か月20m ³ 当たり 1世帯標準家庭使用料	2,184円（税込5%） 2,080円（税抜）	2,563円（税込10%） 2,446円（税込5%） 2,330円（税抜）	2,706円（税込10%） 2,460円（税抜）
使用料単価	136.68円 130.17円（税抜） （平成12年度実績）	144.79円 137.90円（税抜） （平成15年度実績）	169.40円 154.00円（税抜）
改定率	平均4.86%	平均14.60%	平均5.60%
公衆浴場	10円/m ³ （据え置き）	10円/m ³ （据え置き）	10円/m ³ （据え置き）
下水道普及率	59.3% （平成12年度）	62.0% （平成15年度）	75.3% （令和元年度）

(6) 改定案の使用料水準による将来推計

① 収益的収支



【再掲】 現行の使用料水準による将来推計】



② 一般会計負担金・出資金

基準内繰入金

総務省発出の操出基準に基づいて算出された繰入金

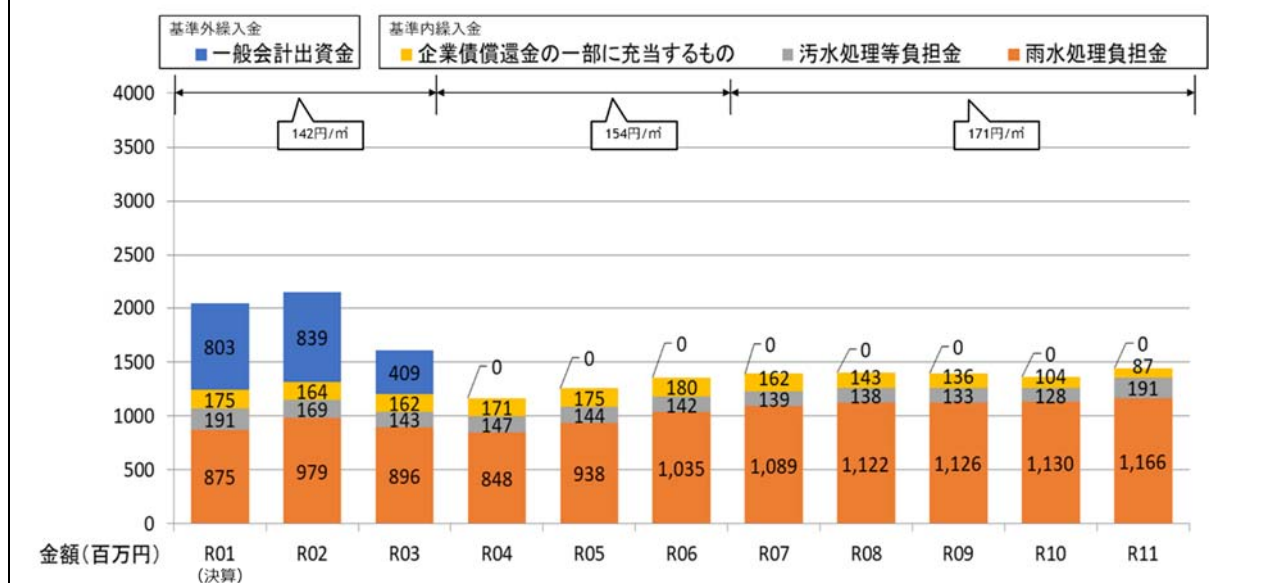
基準外繰入金

操出基準に該当せず、収支不足を補てんするための繰入金

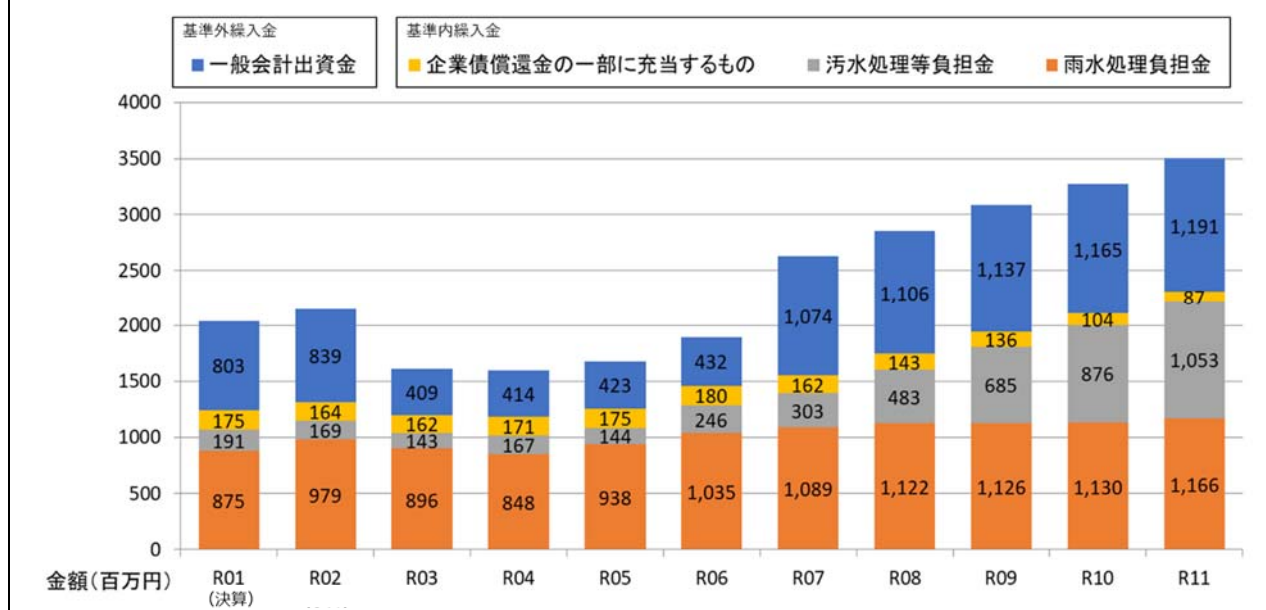
【改定案の使用料水準による将来推計】

R4 年度に下水道使用料単価 142 円/m³→154 円/m³

R7 年度に下水道使用料単価 154 円/m³→171 円/m³



【再掲】 現行の使用料水準による将来推計】



(7) 使用料体系表

① 一般汚水（1か月当たり）

(税抜)

	現行	改定後	改定率	水量段階
料 基 金 本	900円	950円	5.6%	1m ³ ～ 100m ³
	1,800円	1,900円	5.6%	101m ³ ～
従 量 料 金	143 円/m ³	151 円/m³	5.6%	11m ³ ～ 20m ³
	163 円/m ³	172 円/m³	5.6%	21m ³ ～ 30m ³
	188 円/m ³	198 円/m³	5.6%	31m ³ ～ 50m ³
	227 円/m ³	239 円/m³	5.6%	51m ³ ～ 100m ³
	274 円/m ³	289 円/m³	5.6%	101m ³ ～ 500m ³
	318 円/m ³	335 円/m³	5.6%	501m ³ ～ 1000m ³
	363 円/m ³	383 円/m³	5.6%	1001m ³ ～ 2000m ³
	410 円/m ³	432 円/m³	5.6%	2001m ³ ～

② 浴場汚水

(税抜)

汚水排除量	現行	改定後
1 m ³ あたり	10円	10円

(8) 近隣他市の状況（調定額）

（単位：円/2ヶ月）

使用水量	市川市			船橋市	松戸市	柏市	浦安市	鎌ヶ谷市
	現行	改正後	増加額	直近改定 R 2. 7	直近改定 H 1 9. 4	直近改定 H 2 4. 5	直近改定 R 1. 1 0	直近改定 H 2 0. 4
基本使用料	1,800/3,600	1,900/3,800	100/200	1,380	1,928	1,086	1,560	1,906
20m ³	1,800	1,900	100	2,000	1,928	2,006	1,560	1,906
40m ³	4,660	4,920	260	4,020	4,488	4,286	3,360	4,908
60m ³	7,920	8,360	440	7,320	7,728	7,006	5,400	8,806
80m ³	11,680	12,320	640	11,920	11,548	10,666	7,680	13,766
100m ³	15,440	16,280	840	16,520	15,368	14,326	9,960	18,726
200m ³	38,140	40,180	2,040	44,020	45,728	37,622	22,560	48,026
基準外繰入金 (H30年度)	401,738千円	0千円	皆減	1,954,570千円	1,343,377千円	745,279千円	1,100,678千円	186,176千円
法適/法非適	法適			法適	法適	法適	法非適	法非適

1世帯標準
家庭使用料
の比較対象

(9) 一般家庭への影響額（調定額）

世帯人数別下水道使用料改正による影響（2カ月、税抜）

世帯人数	平均使用水量 ※1	現在の使用料 (142円)	+5.6%（基本料金950円） 154円		備考
			使用料	差額	
1人	16.4m ³	1,800円	1,900円	+100円	基本料金のみ
2人	31.8m ³	3,373円	3,561円	+188円	
3人	41.4m ³	4,823円	5,092円	+269円	
4人	50.2m ³	6,290円	6,640円	+350円	
5人	55.0m ³	7,105円	7,500円	+395円	
6人以上	67.0m ³	9,236円	9,746円	+510円	

※1 東京都水道局 平成30年度生活用水実態調査の平均使用水量より

(10) 今後のスケジュール

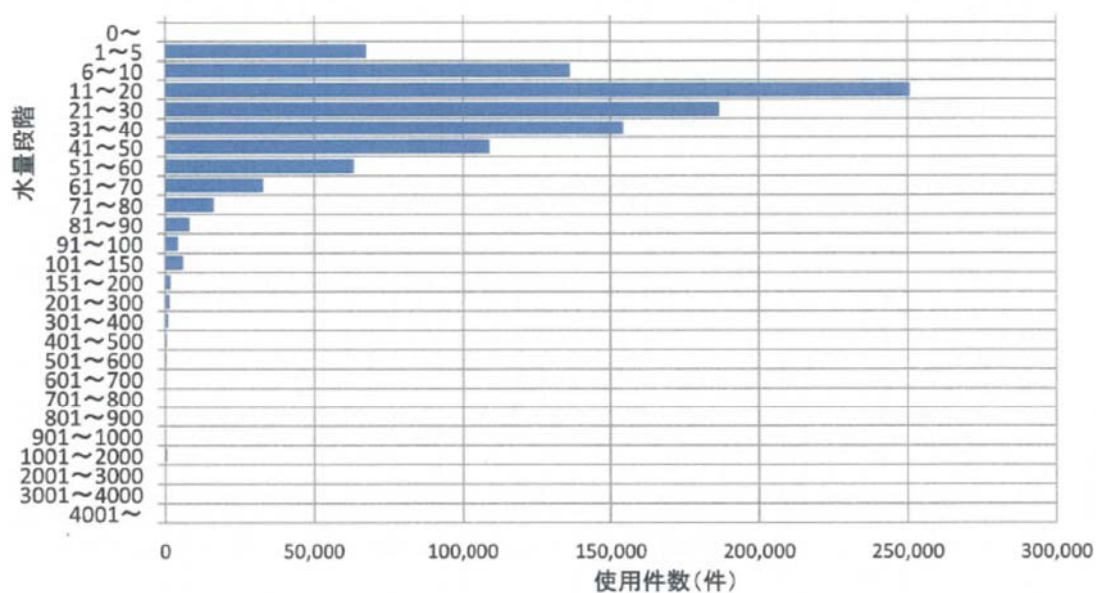
日 程	予 定
令和2年8月24日	令和2年度 第1回下水道審議会
令和2年10月	令和2年度 第2回下水道審議会
令和2年11月	令和2年度 第3回下水道審議会
令和2年11月	下水道使用料のあり方について答申
令和3年2月	令和3年2月議会 下水道条例改正議案上程
令和3年4月～4年3月	周知・システム改修
令和4年4月1日	下水道使用料改定

3 参 考

(1) 下水道水量利用（調定）実績

① 使用件数（調定件数（2 か月毎））

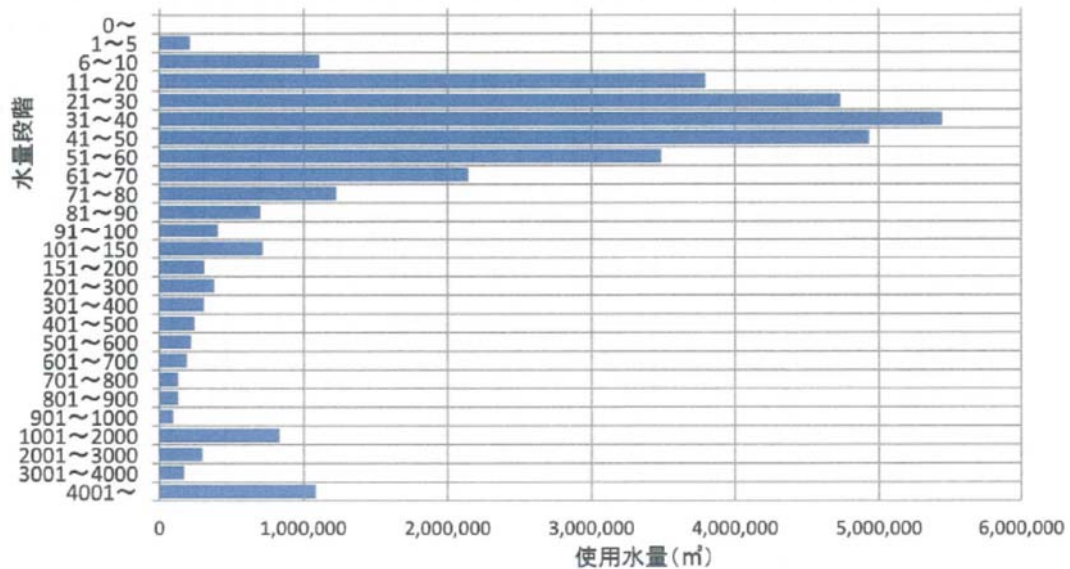
使用件数は、平成 30 年度の調定件数の実績を示している。水量段階 11～20 m³が最も多く 250,840 件であり、全体の約 4 割が水量段階 20 m³未満の区分に該当する。



使用件数の分布状況

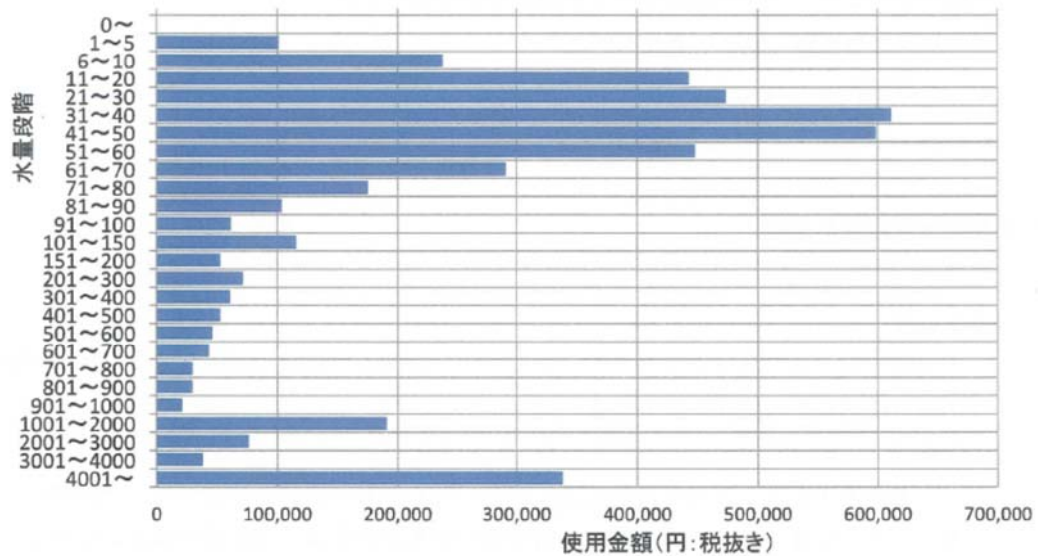
② 使用水量（調定水量（2か月毎））

使用水量は、平成 30 年度の調定水量の実績を示している。水量段階 31～40 m³が最も多く 5,451,938 m³であり、全体の約 6 割が水量段階 11～50 m³未満の区分に該当する。水量段階 10 m³未満の区分は、全体の約 0.4 割である。



③ 使用金額（下水道使用料実績（2か月毎））

使用金額は、平成 30 年度の下水道使用料の実績を示している。水量段階 31～40 m³が最も多く約 6 億円であり、全体の約 4 割が水量段階 11～50 m³未満の区分に該当する。水量段階 10 m³未満の区分は、全体の約 0.7 割である。水量段階 2,000 m³以上の大口の使用金額は約 1 割である。



使用金額の分布状況

	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	野田市	茂原市	成田市	東金市	旭市	習志野市	市原市	我孫子市	袖ヶ浦市	八街市	印西市	白井市	富里市	香取市	大網白里市
法適/法非適	法非適	法非適	法非適	法非適	法非適	法非適	法非適	法非適	法非適	法非適	法非適	法非適	法非適	法非適	法非適
共用開始年月日	昭和63年3月31日	昭和47年10月10日	昭和49年4月1日	昭和60年3月20日	平成12年3月31日	昭和42年7月15日	昭和47年6月27日	昭和45年4月1日	昭和59年4月1日	平成1年3月31日	昭和55年8月1日	昭和53年4月1日	昭和61年3月31日	昭和35年4月1日	平成3年4月1日
法適用年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
排除方式別	分流式	合流・分流併用	分流式	分流式	分流式	合流・分流併用	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式	合流・分流併用	分流式
普及率(%) ※1	66.5%	34.6%	76.4%	41.5%	10.0%	95.1%	63.6%	84.1%	67.5%	27.8%	81.0%	71.9%	62.9%	30.3%	50.3%
水洗化率(%) ※2	93.8%	92.4%	97.4%	91.1%	66.6%	97.2%	95.7%	98.8%	96.8%	92.9%	99.2%	99.2%	96.3%	82.6%	96.4%
年間総処理水量(m ³)	10,769,380	4,724,184	12,277,727	3,150,950	658,550	24,855,220	20,497,253	13,322,044	5,487,260	1,935,615	10,270,216	5,679,981	3,047,912	4,580,821	2,622,097
汚水処理水量(m ³) (a)	10,769,380	4,412,924	12,277,727	3,150,950	658,550	23,545,046	20,497,253	13,322,044	5,487,260	1,935,615	10,270,216	5,679,981	3,047,912	3,761,690	2,622,097
雨水処理水量(m ³)	0	311,260	0	0	0	1,310,174	0	0	0	0	0	0	0	819,131	0
年間有収水量(m ³) ※3 (b)	8,791,611	3,678,036	10,333,673	2,626,149	554,759	17,281,740	16,827,033	10,482,793	4,485,838	1,627,517	8,475,250	4,851,550	2,462,878	2,267,551	2,311,918
有収率(%) (a)/(b)	81.6%	83.3%	84.2%	83.3%	84.2%	73.4%	82.1%	78.7%	81.8%	84.1%	82.5%	85.4%	80.8%	60.3%	88.2%
汚水処理費(千円)	1,334,098	656,590	721,950	436,777	221,380	2,864,756	2,394,333	1,602,723	688,515	287,696	965,529	561,705	419,035	401,279	454,941
維持管理費(千円)	884,273	343,007	282,806	332,713	197,680	1,462,539	1,072,715	966,789	383,761	207,026	867,336	452,142	306,972	326,914	332,794
資本費(千円)	449,825	313,583	439,144	104,064	23,700	1,402,217	1,321,618	635,934	304,754	80,670	98,193	109,563	112,063	74,365	122,147
雨水処理費	313,936	188,711	109,280	26,130	0	1,718,504	528,547	69,275	0	42,484	69,008	8,640	13,768	288,335	73,141
家庭用20m ³ /月使用料(円)	2,268	3,024	1,944	2,665	2,700	2,072	2,100	2,138	2,301	2,700	2,138	2,160	2,268	2,484	3,132
現行料金実施年月日	平成22年4月1日	平成10年4月1日	平成12年4月1日	平成22年4月1日	平成11年4月1日	平成26年4月1日	平成12年4月1日	平成10年1月1日	平成23年10月1日	平成22年4月1日	平成18年4月1日	平成19年4月1日	平成18年7月1日	平成20年10月1日	平成18年6月1日
使用料単価(円銭) ※4	150.30	174.01	115.08	161.70	178.59	142.90	111.68	136.23	142.68	150.60	134.13	132.47	136.43	164.05	172.80
汚水処理原価(円銭) ※5	151.75	178.52	69.87	166.32	399.05	165.77	142.29	152.89	153.49	176.77	113.93	115.78	170.14	176.97	196.78
維持管理費(円銭)	100.58	93.26	27.37	126.69	356.33	84.63	63.75	92.23	85.55	127.20	102.34	93.20	124.64	144.17	143.95
資本費(円銭)	51.17	85.26	42.50	39.63	42.72	81.14	78.54	60.66	67.94	49.57	11.59	22.58	45.50	32.80	52.83
職員数(人)	19	14	12	9	8	26	49	13	10	11	11	6	9	14	13
損益勘定所属職員(人)	12	10	7	8	6	20	22	6	5	9	8	5	6	11	10
資本勘定所属職員(人)	7	4	5	1	2	6	27	7	5	2	3	1	3	3	3
当年度繰入金合計(千円)	1,176,600	288,704	549,180	529,700	383,199	1,621,990	1,686,217	717,049	352,000	263,200	169,419	69,110	300,100	682,549	429,176
収益勘定繰入金(千円)	876,099	246,357	444,328	500,896	343,171	607,522	677,224	406,492	271,951	217,169	125,823	45,060	263,854	568,190	381,686
上記の内基準内繰入金(千円)	876,099	246,357	146,085	500,896	261,024	598,152	677,224	356,219	271,951	217,169	125,823	25,548	150,265	559,775	381,686
上記の内基準外繰入金(千円)	0	0	298,243	0	82,147	9,370	0	50,273	0	0	0	19,512	113,589	8,415	0
資本勘定繰入金(千円)	300,501	42,347	104,852	28,804	40,028	1,014,468	1,008,993	310,557	80,049	46,031	43,596	24,050	36,246	114,359	47,490
上記の内基準内繰入金(千円)	300,501	42,347	52,558	15,429	33,608	0	207,689	226,792	17,441	35,767	43,596	22,686	24,330	92,044	4,054
上記の内基準外繰入金(千円)	0	0	52,294	13,375	6,420	1,014,468	801,304	83,765	62,608	10,264	0	1,364	11,916	22,315	43,436
経常収支比率(%) ※6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経費回収率(%) ※7	99.0%	97.5%	164.7%	97.2%	44.8%	86.2%	78.5%	89.1%	93.0%	85.2%	117.7%	114.4%	80.2%	92.7%	87.8%
経常利益(経常損失)(千円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
純利益(純損失)(千円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企業債又は地方債 現在高(千円)	14,514,175	5,433,704	4,968,737	5,653,706	3,332,652	23,991,660	20,162,908	12,699,320	5,580,115	4,215,522	2,182,607	1,370,948	2,257,327	7,095,436	5,775,527

平成30年度地方公営企業年鑑(総務省)より

※1 行政区域内人口に対し、下水道を利用できる区域の人口の比率で、下水道の整備状況を示す指標です。

※2 下水道が利用可能となった人のうち、下水道に接続するための排水設備を工事し、実際に下水道を使用している人の割合です。

※3 公共下水道で処理した汚水(汚水処理水量)のうち、雨天時浸入水や地下水浸入水などの不明水を除いたもので、下水道使用料収入の対象となった水量です。

※4 下水道使用料収入を年間有収水量で除したもので、有収水量1m³あたりの使用料収入を示します。

※5 汚水処理に要した費用を年間有収水量で除したもので、有収水量1m³あたりの汚水処理費を示します。

※6 法適用企業の場合は、当該年度において使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費(減価償却費を含む)や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

法非適用企業の場合は、当該年度において使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

※7 下水道使用料を汚水処理費(一般会計負担金を除く)で除したもので、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表します。